

幕別町都市計画マスタープラン

都市計画審議会資料

令和2年7月15日

目次

第1章 都市計画マスタープラン策定の概要.....	1
(1) 都市計画マスタープランとは.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 計画の策定体制.....	2
(4) 都市計画マスタープランの位置づけ.....	3
(5) 都市計画マスタープランの計画期間.....	4
(6) 対象区域.....	4
第2章 都市の現況.....	5
(1) 人口・世帯数.....	5
第3章 住民意向把握.....	9
(1) アンケート調査の概要.....	9
(2) 地域住民意見交換会.....	11
第4章 都市（まち）づくりの課題.....	12
(1) 少子高齢化に対応した都市の形成.....	12
(2) 自然環境との共生と安全・安心な都市の形成.....	12
(3) 既成市街地における活力低下への対応.....	12
(4) 社会基盤施設等の有効活用と適正管理.....	13
第5章 全体構想.....	14
(1) 都市マス見直しの方針.....	14
(2) 都市づくりの視点.....	15
(3) 目指すべき都市の姿.....	16
(4) 計画フレーム.....	17
(5) 将来都市構造.....	18
第6章 部門別構想.....	20
(1) 土地利用の方針.....	20
(2) 都市施設等の方針.....	22
(3) 公園・緑地の整備方針.....	24
(4) 下水道及び河川の整備方針.....	25
(5) 安全・安心な都市づくりの方針.....	26
(6) 市街地の整備方針.....	28
第7章 地域別構想.....	29
(1) 地域とまちづくり.....	29
(2) 幕別地域.....	31
(3) 札内地域.....	36
第8章 まちづくりの具現化方策.....	41
(1) 都市計画マスタープランの実現にむけて.....	41
(2) まちづくり推進体制の構築.....	43

第1章 都市計画マスタープラン策定の概要

平成15年度に当初計画を策定し、平成23年度に中間見直しを行った「幕別町都市計画マスタープラン」を見直し、幕別町の将来都市像を示すにあたって、その前段として計画的な都市づくりの意義や住民の意向を反映した「都市計画マスタープラン」の位置づけや役割を示します。

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が創意工夫のもと住民の意見を反映させ、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画などをきめ細かく、かつ総合的に示したものであり、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです。

(2) 目的

地域の特性を考慮し、住民意向を反映させた独自の都市づくりの将来ビジョン、地域別の市街地像を確立し、実現化の方策を示すことを目的とし、平成15年度に「都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、少子高齢化の進行、経済情勢の停滞、厳しさを増す財政状況など社会環境が大きく変化する中、平成32年度（令和2年度）に目標年次を迎えることから、全体見直しを行うものです。

「幕別町都市計画マスタープラン」に求められる役割として、次の4つがあげられます。

●実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

町民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの方針を明らかにします。

●町民と行政の共通の目標とする

都市づくりの将来像を町民参加で作成して町民と行政の共通の目標として広く示すことにより、町民の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への協力や参加を容易にします。

●個別の都市計画相互の調整を図る

土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境など個別の具体的な都市計画について相互の調整を図ります。

●具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画が決定・変更される際の指針となります。

(3) 計画の策定体制

「事務局」を都市計画課に設置し、情報収集、資料作成・提供、全体調整、素案のとりまとめ及び北海道との協議を行います。

策定組織として、庁内各部署から組織される「策定委員会」を設置し、また住民の意向把握として「アンケート調査」、「各種団体意見交換会」、「地域住民意見交換会」、「住民説明会」及び「パブリックコメント」を実施するなど、合意形成を図っていきます。

これらにより素案を作成し、都市計画審議会等を経て、幕別町都市計画マスタープランとして決定します。

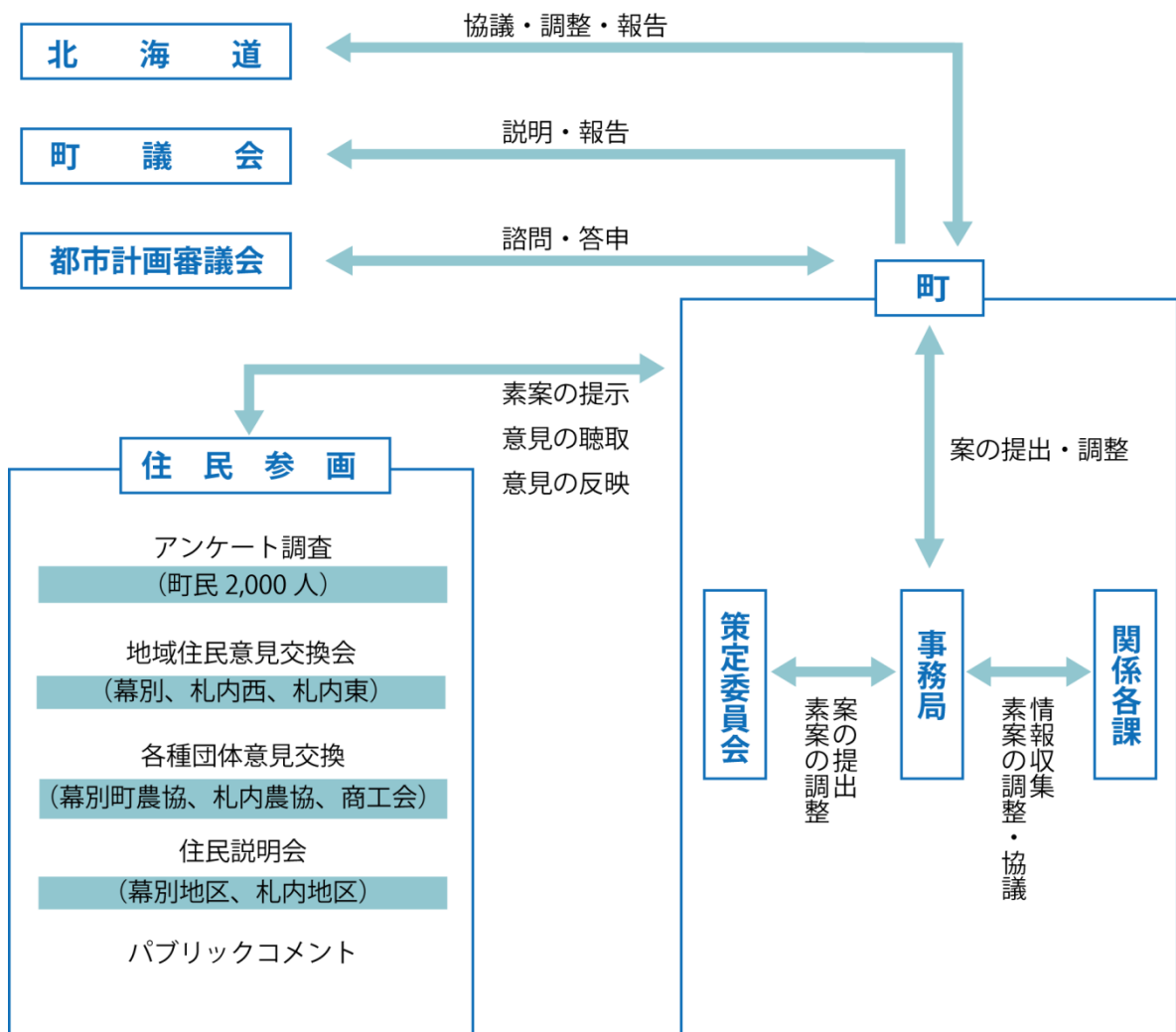


図 計画の策定体制

(4) 都市計画マスタープランの位置づけ

幕別町都市計画マスタープランは、「第6期幕別町総合計画」に基づく都市計画分野に関する部門別計画として位置づけられ、「北海道都市計画マスタープラン」の内容を十分踏まえるとともに「帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「幕別町緑の基本計画」及び幕別町の他の個別計画（地域防災計画、農業・農村振興計画等）との整合を図った計画となります。

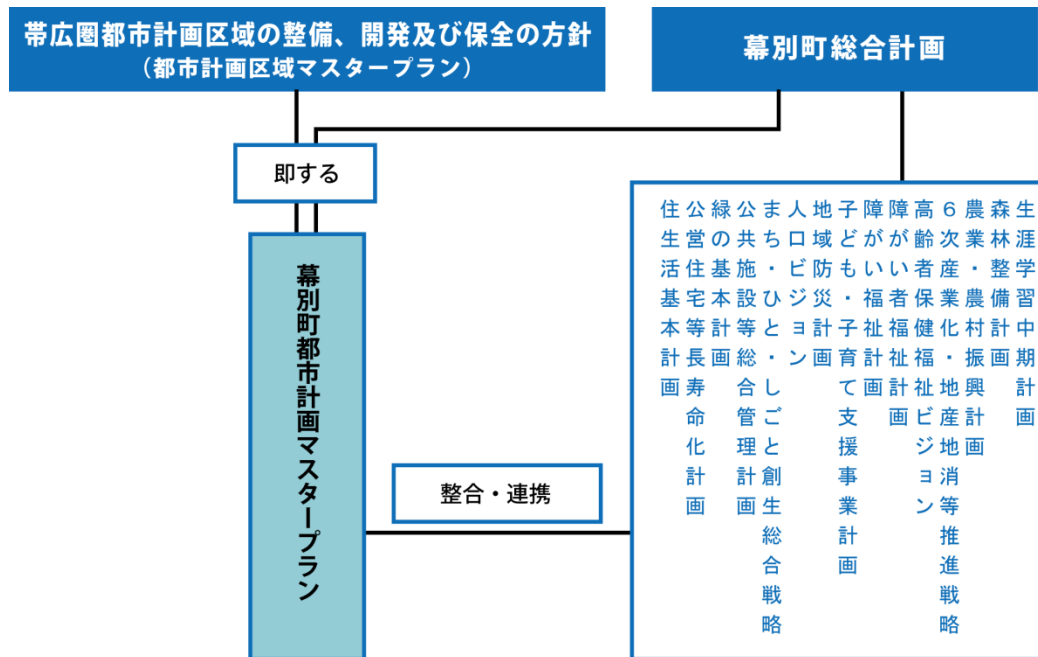


図 都市計画マスタープランの位置づけ

(5) 都市計画マスタープランの計画期間

計画の期間は概ね 20 年後を見据え、令和 3 年度から令和 22 年度を計画の期間とします。なお社会情勢の変化や幕別町の都市の動向を考慮し、状況に応じて随時見直しを行っていくこととします。

(6) 対象区域

幕別町都市計画区域 (8,174.0ha) を対象区域として策定します。

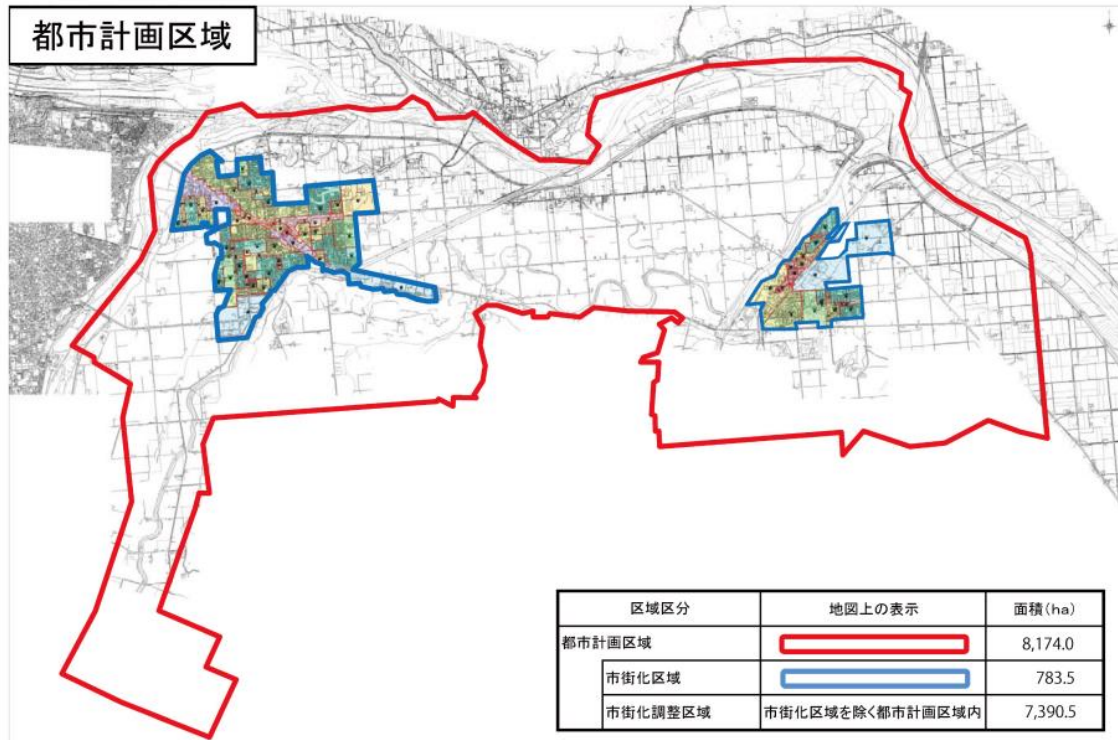


図 対象区域

第2章 都市の現況

(1) 人口・世帯数

①人口・世帯数の推移

人口は平成17年の26,868人まで増加し続け、その後は横這い傾向で推移し、平成27年には26,760人となっています。

世帯数は増加し続けている状況であり、平成27年には10,944世帯となっています。

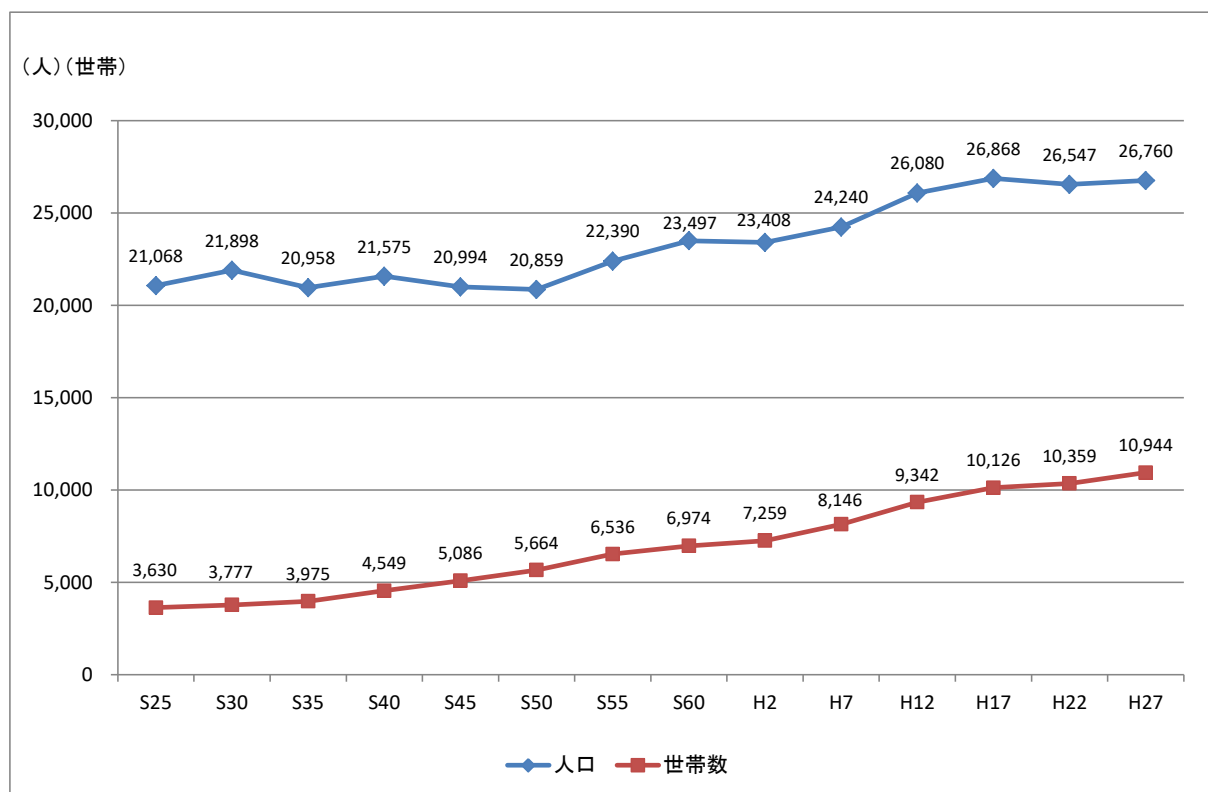


図 人口・世帯数の推移

資料：各年国勢調査

注：H17までは幕別町と忠類村の合算値（以下同様）

②少子・高齢化の進行

年少人口（15歳未満人口）は昭和60年が23.6%に対し、平成27年は13.2%と10.4ポイント減少しています。一方高齢人口（65歳以上人口）は昭和60年が11.0%に対し、平成27年が30.0%と19ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

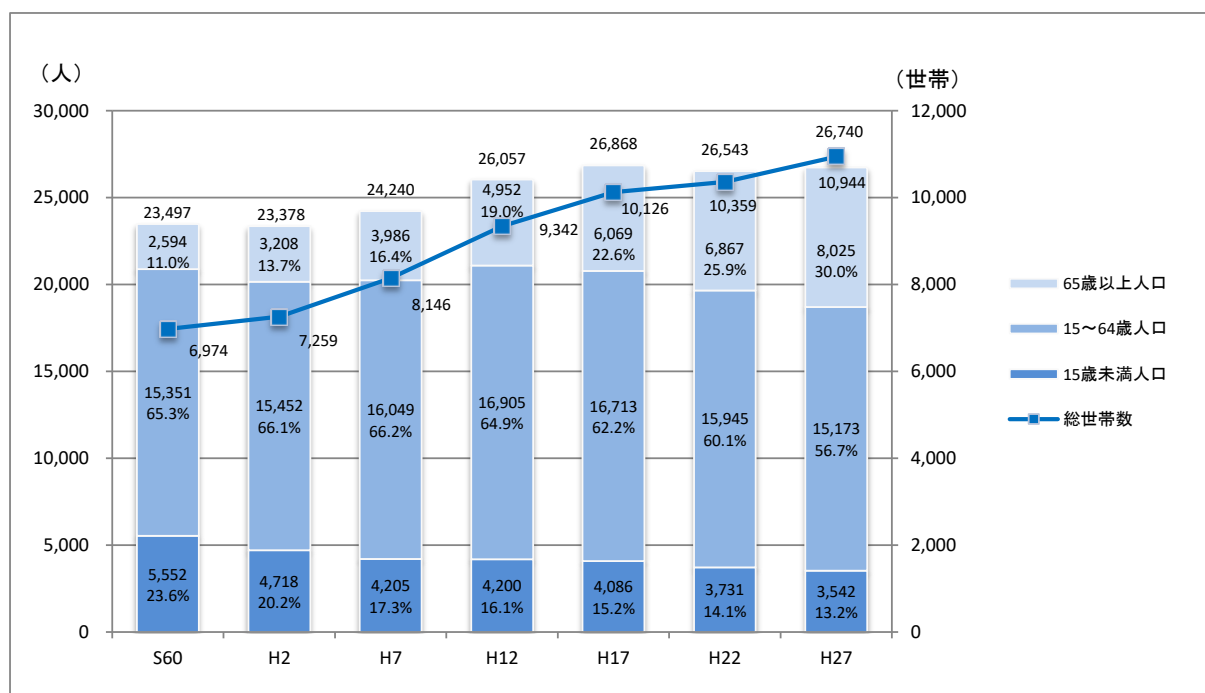


図 少子高齢化の進行状況

資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

③帯広圏の人口推移

平成27年現在、帯広圏における本町の人口は帯広市、音更町に次ぐ26,760人となっています。

平成7年から平成27年にかけての人口増加率は帯広圏で2番目に低い1.10（2,520人増）となっています。

表 帯広圏の人口推移

市町村名	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H7	H27-H7
幕別町	24,240	26,080	26,868	26,547	26,760	1.10	2,520
帯広市	171,715	173,030	170,580	168,056	169,327	0.99	△ 2,388
音更町	37,528	39,201	42,452	45,045	44,807	1.19	7,279
芽室町	16,604	17,586	18,300	18,899	18,484	1.11	1,880
合計	250,087	255,897	258,200	258,547	259,378	4.40	9,291

資料：各年国勢調査

④地域別人口の推移

平成7年以降において地域別人口は幕別市街地、郊外地では減少し続け、平成27年にはそれぞれ、3,881人、4,664人となっています。一方、札内市街地は増加し続け、平成27年には18,215人となっています。平成27年の幕別市街地、札内市街地及び郊外地の人口比率は、それぞれ14.5%、68.1%及び17.4%となっています。

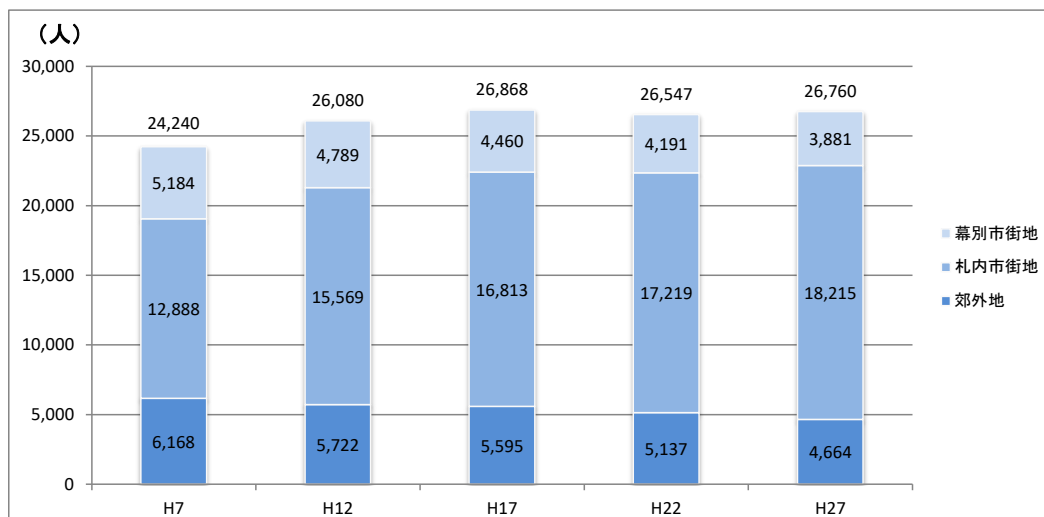


図 地域別人口の推移

資料：各年国勢調査

⑤人口動態の推移

自然動態は出生数が減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、令和元年における自然動態人口は169人減となっています。

また社会動態は、平成20年以降は転入が転出を上回り、社会増となっていました、平成27年以降は転出が転入を上回り、近年では社会減の状態が続いています。

人口動態全体としては、平成26年以降において社会動態の影響を受け減少し、令和元年では209人減となっています。

表 人口動態の推移

年次	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H17	217	243	△ 26	1,200	1,038	162	136
H18	203	228	△ 25	1,197	1,215	△ 18	△ 43
H19	200	236	△ 36	1,069	1,146	△ 77	△ 113
H20	176	266	△ 90	1,080	974	106	16
H21	185	261	△ 76	994	953	41	△ 35
H22	193	253	△ 60	1,154	974	180	120
H23	208	239	△ 31	1,123	992	131	100
H24	177	285	△ 108	1,115	973	142	34
H25	185	304	△ 119	1,141	1,010	131	12
H26	171	283	△ 112	1,111	1,028	83	△ 29
H27	174	318	△ 144	1,000	1,095	△ 95	△ 239
H28	159	280	△ 121	982	1,021	△ 39	△ 160
H29	165	292	△ 127	1,031	1,111	△ 80	△ 207
H30	171	304	△ 133	948	1,039	△ 91	△ 224
R1	142	311	△ 169	921	961	△ 40	△ 209

資料：各年住民基本台帳

⑥都市計画区域内等の人口推移

1) 都市計画区域内

都市計画区域内人口及び比率は平成7年が20,090人の82.9%に対して、平成27年は23,618人の88.3%と20年間で3,528人増の5.4ポイント増となっており、都市計画区域内への人口集中が進む状況となっています。

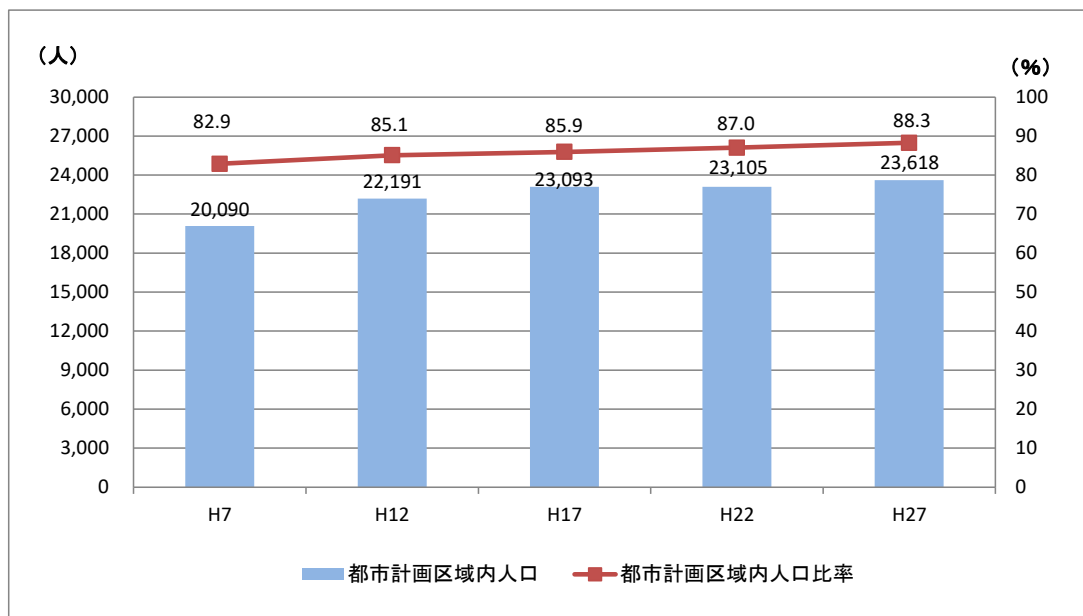


図 都市計画区域内の人口推移

資料：各年国勢調査

2) 市街化区域内

市街化区域内人口及び比率は平成7年が17,668人の72.9%に対して、平成27年は21,948人の82.0%と20年間で4,280人増の9.1ポイント増となっており、市街化区域内への人口集中が進む状況となっています。

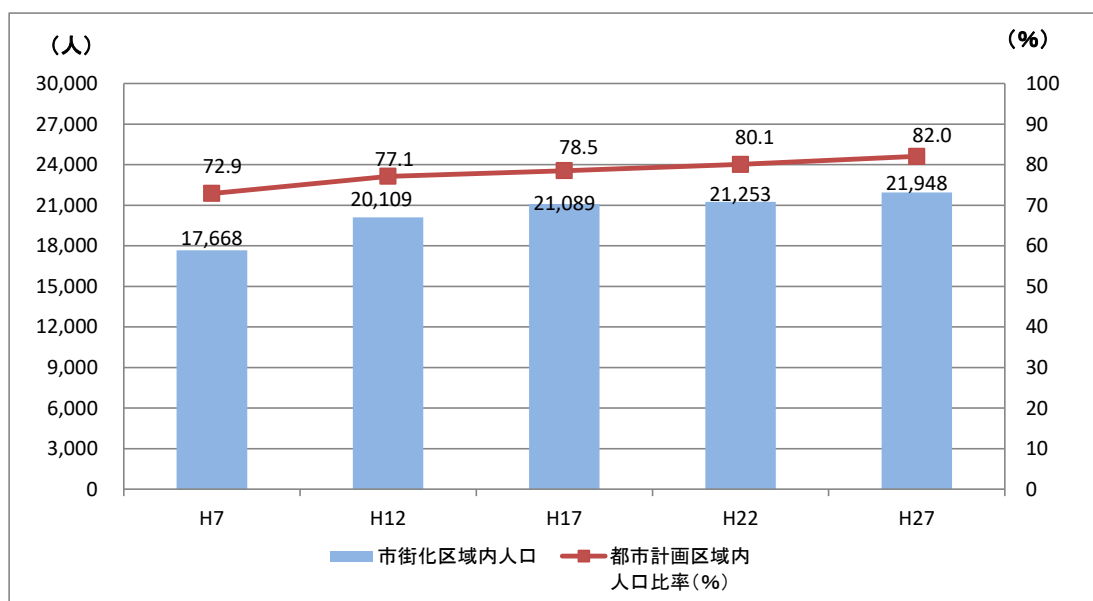


図 市街化区域内の人口推移

資料：各年国勢調査

第3章 住民意向把握

(1) アンケート調査の概要

①目的

本アンケート調査は、令和2年度に目標年次を迎える幕別町都市計画マスタープランの全体見直しにあたって住民意向調査を実施し、まちづくり上の問題点、課題等を明らかにすることを目的に実施しました。

②アンケート調査の内容

アンケート調査の項目と内容は以下のとおりとなります。

表 アンケート調査の内容

項目	内容
I あなたご自身について	性別、年齢、居住地域
II 都市計画マスタープランについて	
都市（まち）づくり	まちづくりに必要と思うもの
まちづくりの重要度と満足度	土地利用、道路・交通、公園・緑地・都市防災、公共施設、自然環境及び都市景観
空き地・空き家などの対策	発生させないことや解消する方法、空き家になる心配
自由意見	まちづくりについてのご意見

③配付回収の方法

アンケート票は郵送により配付回収を行いました。

④配付数

アンケートは町内在住の2,000名の方を対象に、男女別、年齢別及び居住地別の人口比に応じて配付しました。

⑤配付回収のスケジュール

アンケート票の配付及び回収のスケジュールは以下のとおりです。

- ・配付日：令和元年8月8日（木）
- ・回収期日：令和元年8月27日（火）

⑥配付回収結果

配布数2,000名に対し、回収数は638件、回収率は31.9%となりました。

⑦集計・分析結果の概要

1) あなた自身について

- ・性別は「男性」と「女性」が概ね半数ずつ。
- ・年齢は「70歳以上」が3割強と最も多く、続いて「60～69歳」が2割。
- ・居住地域は札内南地域が3割強、札内東地域、札内北地域及び幕別地域が2割前後。

2) 都市（まち）づくり

- ・災害に強いまちづくりが求められている。平成28年の台風や平成30年の胆振東部地震等による被災が大きく影響していることが考えられる。その他日常的な買物に公共交通等でアクセスしやすい商業環境や、活気に満ちた商店街があるまちづくりが必要。

3) 幕別町まちづくりの重要度と満足度

【土地利用】（6つの事項について質問）

重要度と満足度の状況

- ・重要度が高く満足度が低い事項は、「JR幕別駅周辺の利便性の高い商業地の形成」、「JR札内駅周辺の利便性の高い商業地の形成」及び「国道38号など沿道商業地の形成」。

【道路・交通】（9つの事項について質問）

重要度と満足度の状況

- ・重要度が高く満足度が低い事項は、「段差解消などのバリアフリー化や誘導ブロックの適正配置など子どもや高齢者、障がい者などにやさしい歩道の整備」、「冬期間の道路除雪」。

【公園・緑地、都市防災】（8つの事項について質問）

重要度と満足度の状況

- ・重要度が高く満足度が低い事項は、「避難場所などの周知」、「住宅の耐震化に向けた耐震診断などの取組み支援」及び「効果的な雨水排水を行うための雨水管や雨水排水ポンプ施設の適切な整備及び保全」。

【公共施設、自然環境及び都市景観】（6つの事項について質問）

重要度と満足度の状況

- ・重要度が高く満足度が低い事項は、「公共施設の段差解消、スロープや多目的トイレの設置」、「住宅地の未利用地の利活用や空き家・空き地解消」。

4) 空き地・空き家などの対策

【空き地・空き家などを発生させない、解消するための有効策】

- ・空き家の除却や新築、耐震化などリフォームへの行政支援及び空き家バンク等による情報提供が必要であるとともに、幕別地域については移住体験などの人口増につながる対策が求められています。

【ご自宅が空き家になる心配】

- ・数値上では年配の方や幕別地域において自宅が空き家になる心配を持っています。

5) 都市（まち）づくりについての意見

- ・まちづくりのコンセプト、都市構造、まちの活性化、空き地・空き家、公共施設、都市基盤施設及び公共交通等について、128件の意見をいただきました。

(2) 地域住民意見交換会

素案の作成において、地域別に住民参加による意見交換会を開催しました。

3会場で47名の参加をいただき、日常生活や各地域における課題、まちづくりや安全・安心に関わる内容など、様々な意見をいただきました。

●幕別地域

日 時：令和元年 11 月 26 日（火）午後 7 時

場 所：幕別町民会館

参加者：14 名

●札内西地区

日 時：令和元年 11 月 27 日（水）午後 7 時

場 所：青葉近隣センター

参加者：20 名

●札内東地区

日 時：令和元年 11 月 28 日（木）午後 7 時

場 所：幕別町民会館

参加者：13 名

第4章 都市（まち）づくりの課題

幕別町のまちづくりは、これまで人口の推移にあわせ快適な都市生活に必要な施設整備を進めてきましたが、人口減少やさらなる少子高齢化等の社会情勢の変化により、既存ストックの有効活用やあり方の検討、市街地の空き地・空き家問題、近年では地球温暖化がもたらす異常気象により災害が多発していることなどから、これら諸問題の解決を目指していく必要があります。

（1）少子高齢化に対応した都市の形成

幕別町の人口は平成17年以降横ばい傾向を示していましたが、今後減少傾向で推移し、少子高齢化の状況もさらに進行することが予測されます。

このことから、人口減少と少子高齢化に対応するため、公共交通機関の維持や利便性の向上、ユニバーサルデザインに基づいた誰にでも優しい道づくりなどが求められています。

（2）自然環境との共生と安全・安心な都市の形成

幕別町には十勝川とその支流の河川が複数流れ、川に挟まれた平地や丘陵地には良好な自然環境が残されております。

こうした緑豊かな自然環境との共生を目指して、市街地を囲む河川と広陵地の緑を保全するとともに市街地内の緑化に努めて、水と緑が豊かな潤いのある都市づくりを進める必要があります。

また、平成28年の台風による浸水被害や平成30年の胆振東部地震によるブラックアウトなど自然災害による被害が発生し、住民の防災に対する意識が高まってきており、今後策定する国土強靱化地域計画に基づいた都市づくりを進める必要があります。

（3）既成市街地における活力低下への対応

新たに開発された住宅地では、住宅の建築が進み人口が増加している一方で、既成市街地では、人口減少や高齢化に伴って空き地・空き家が増加し、市街地の空洞化が問題視されています。また、JR駅周辺の商業地では、空き店舗がみられるなど商店街の活性化対策や買物環境の利便性向上が求められています。

このことから、空き地・空き家の活用等による移住・定住の促進や、人口減少や少子高齢化を見据えた活気に満ちた商店街づくりを目指す必要があります。

(4) 社会基盤施設等の有効活用と適正管理

幕別町は、昭和 50 年代から帯広市のベッドタウンとして市街地の拡大により人口が増加し、住民ニーズに応じて公共施設等を整備してきました。

そのため当時の施設の老朽化が進行しており、大規模な改修や更新により多額の維持更新費用を要することが見込まれます。

このことから、人口減少・少子高齢化など時代の変化に対応した施設のあり方や効率的・効果的な活用方法、公共施設等の適正な配置を進めていく必要があります。

一方道路に関しては、人口増加などの社会情勢に応じた道路網の形成を図ってきましたが、さらなる都市内交通及び都市間交通の利便性及び安全性の向上が求められています。

このことから、今後においても主要幹線道路等の整備を国・道に要請していくとともに、その他の未整備都市計画道路については、必要に応じて見直しを含む適正な整備に努め、既存の住商工の土地利用や地域ならではの産業創出などの沿道土地利用を含め、将来のまちづくりを考慮した道路網の形成が必要です。

第5章 全体構想




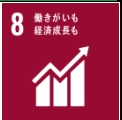




(1) 都市マス見直しの方針

都市マスを策定するにあたり、詳細な整備方針を定める前に都市づくりの視点及び目指すべき都市の姿を明らかにしておくことが重要です。また、それらを各種計画と有機的に関連づけ、都市計画の各部門、各地域の計画に十分反映させる必要があります。

また、少子高齢化や幕別地区における人口減少の急速な進行による人口構造の変化や、自然災害の発生に対する安全・安心を確保する必要性の高まりなど、まちの課題に対応するため、国の施策動向を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs[※]）への寄与を意識しながら「幕別町都市計画マスタープラン」を見直すものとします。

なお、幕別町の最上位計画である第6期幕別町総合計画では、「みんながつながる 住まいる まくべつ」を町の将来像として、全ての町民が幸せな笑顔あふれるまちを創造し、「住み続けたい」「住みたい」幕別町であることを目指す、としています。都市計画マスタープランを見直す際には、これらの将来像と基本目標も踏まえるものとします。

※：持続可能な開発目標（SDGs）を達成するために、都市計画マスタープランは取り組みと目標などに寄与すると考えられます。

・弱者への配慮		・健康・福祉の維持	
・水資源の確保		・産業振興	
・持続可能なまちづくりの推進		・気候変動対策	
・陸域生態系の保護と持続可能な利用の推進		・まちづくりに取り組む組織づくり ・パートナーシップの活性化	

○第6期幕別町総合計画の将来像と基本目標

将来像：みんながつながる 住まいる まくべつ

- 基本目標：1. 協働と交流で住まいる
2. 特色ある産業で住まいる
3. 人がいきいき住まいる
4. 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる
5. 自然との調和で快適な住まいる

(2) 都市づくりの視点

前章で整理した都市づくりの課題と都市マス見直しの方針から次のとおり都市づくりの視点を整理します。

●健全な市街地を維持する効率的な都市づくり

近年における日本の人口は減少に転じており、幕別町においても人口減少とさらなる少子高齢化の進行が予想され、市街地の空洞化が懸念されます。

今後は、都市生活の拠点に都市機能を適正に配置・誘導していくとともに、活気に満ちた商店街づくりを行うことで、空き家や低未利用地の利活用を促進するなど、健全な市街地を維持する効率的な都市づくりを進める必要があります。

●利便性の高い公共交通の確保と人にやさしい都市づくり

市街地には通勤、通学及び買い物など住民の生活交通を支えるコミュニティバスが運行するものの、さらなる利便性の向上が求められており、快適な公共交通環境を確保するための取り組みを行っていく必要があります。

また、未整備都市計画道路や町周辺の道路整備状況等を踏まえ、土地利用をしていく必要があります。

一方、道路空間においては既成市街地の都市計画道路の整備率が高く、今後はユニバーサルデザインなど人にやさしい空間づくりを行っていく必要があります。

●持続可能な行政サービスの提供による都市づくり

帯広市のベッドタウンとして市街地が拡大して人口が増加し、これに伴い公共施設やインフラ施設を整備してきましたが、これら公共施設等は昭和50年代に整備されたものが多いため、今後は老朽化の進行により維持更新に係る費用の増大が見込まれます。

このため、公共施設の規模及び配置の最適化を図ることにより、住民に持続可能な行政サービスを提供していくことや、長期的視点に立った公共施設やインフラ施設の適正な維持管理・更新を行う必要があります。

●自然環境の保全・活用と災害に強い都市づくり

市街地の周囲には幾筋の川が流れる豊かな大地が広がっており、豊かな自然と市街地が調和したゆとりと潤いのある都市づくりを行ってきていますが、近年では地球温暖化がもたらす台風の大型化や集中豪雨など異常気象により、人的・経済的被害が多発しています。地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスは、地球規模での排出削減が求められていることから、本町においても循環型社会の形成と資源の有効活用及び省エネルギー等の持続可能な循環型まちづくりを進める必要があります。

また、自然と調和した低炭素型都市構造への転換と同時に水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保など、災害に強い都市づくりを行う必要があります。

(3) 目指すべき都市の姿

幕別町には、母なる川十勝川、清流札内川、サケのふるさと猿別川、野鳥が群れ飛ぶ途別川が流れ、平地や段丘が広がる豊かな大地では、畑作や酪農を中心とした農業が盛んに行われるなど、自然環境に恵まれたまちです。また、先人のたゆまぬ努力を礎とし、帯広圏の住宅供給地、あるいは北海道の中心的な食料供給基地などの役割を担ってこれまで発展してきました。

恵まれた自然環境を都市に取り込みながら、これまで発展してきた「まち」を維持して、多くの町民がふれあい、あたたかい地域社会をつくり、活力と魅力あふれる都市の姿を理想とし、都市像を

「都市と自然が融合する 持続可能な調和都市 まくべつ」

と定めます。

また、目指すべき都市の姿の実現のため、3つのまちづくりの目標を設定します。

＊ ＊ 3つのまちづくりの目標 ＊ ＊

●有機的にネットワークする都市空間づくり

- ・ JR駅を中心として形成される中心市街地において、適切な都市機能の誘導により、持続するまちづくりを目指します。
- ・ 都市公園・緑地、公共施設のオープンスペースなどの地域資源を活かした魅力的なまちづくりを目指します。
- ・ それぞれの地域において育んできた特色ある歴史・スポーツ・文化・産業等を活用したイベント等が行われることで地域間交流を深め、幕別地区と札内地区など地域間の調和がとれたまちづくりを目指します。

●都市と自然が融合する活気とゆとりある生活環境づくり

- ・ 自然の一部を都市に取り込んだ緑豊かでゆとりある住宅地と、駅周辺や主要幹線道路沿道において活気あふれる商業地の形成に努め、相互をつなぐ利便性の高い公共交通やバリアフリーによる歩行者空間が確保されるまちづくりを目指します。

●安全・安心による防災まちづくり

- ・ 長期的視点に立った公共施設やインフラ施設の適正な維持管理・更新、水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保・整備などにより、安全で安心な防災まちづくりを目指します。

(4) 計画フレーム

①将来人口

将来人口を左右する人口動態（自然動態と社会動態）は予測し難い要素が多くあり、単に地域的な人口構造の要因だけではなく、社会の動向や町民の意識等も含め、様々な要因により推計値は変化するものと思われます。

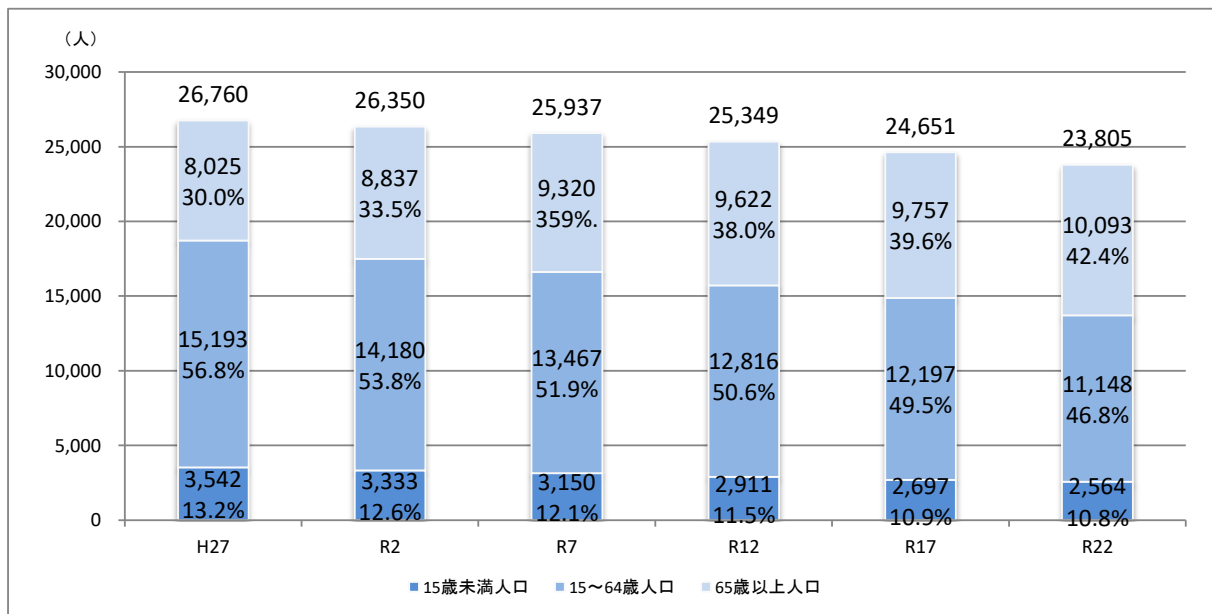
将来人口は「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（以下「社人研推計」と記す。）」において次のとおりとしています。

【社人研推計】

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
15 歳未満	3,542	3,333	3,150	2,911	2,697	2,564
15～64 歳	15,193※ ¹	14,180	13,467	12,816	12,197	11,148
65 歳以上	8,025	8,837	9,320	9,622	9,757	10,093
合 計	26,760	26,350	25,937	25,349	24,651	23,805

資料：平成 27 年人口は国勢調査、令和 2 年～令和 22 年は社人研推計

※ 1) 年齢不詳を含む



(5) 将来都市構造

将来都市像である「都市と自然が融合する持続可能な調和都市 まくべつ」の実現に向けて、幕別町の都市構造の主要な要素である「骨格となる土地利用」、「骨格となる交通網」及び「骨格となる緑」についてそのあり方を示します。

①骨格となる土地利用

都市計画マスタープランでは、「第6期幕別町総合計画」や「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、その他関連計画との整合を図りながら社会情勢等を踏まえた適切な土地利用の形成を図り、骨格となる住宅地、商業地及び工業地を次のように配置します。

目指すべき都市の姿の実現に向けた機能的で活力ある都市空間を形成するために、市街化区域については、交通の拠点であるJR駅周辺の中心市街地や幹線道路沿線に高齢社会への対応も見据えた商業地づくりを進め、周辺部にゆとりある住宅地の形成を図ります。さらに工業地は住環境に配慮し市街地外縁部に配置することで、工業機能の維持、向上を進めます。

市街地を取り囲むように優良な農地が広がり、豊かな自然環境が形成されていることから、今後も農林業と調和を図りながら、幕別町の基幹産業である農業の振興を促すとともに、緑豊かな自然環境も含めて景観や保水機能等の適切な維持・保全に努めます。

②骨格となる交通網

幕別町の通勤、通学、買い物及び通院などにおける生活交通は、周辺市町村の行政区域の枠組みを超えた広範囲な移動が見られ、目指すべき都市の姿や土地利用を踏まえながら、都市生活の拠点や周辺市町村とが有機的に結ばれた交通網の整備を行う必要があります。

帯広圏の主要幹線道路は、4放射1環状であり、これらを適正に配置することで都市軸・生活拠点連携軸・産業軸・観光交流軸を強化するものとしています。このことから幕別町に位置する放射道路は周辺市町村へ接続する都市の骨格軸として形成するとともに、環状道路は北海道横断自動車道との連携を図ることで圏域内交通機能の向上を図ります。

また、主要幹線道路を補完し、圏域内交通に対応する幹線道路や、沿線の土地利用や役割に応じた格子状を基本とする都市内道路網の形成に努めるとともに、国道38号と町道幕別札内線については都市内の幕別・札内両市街を結ぶ交流軸と位置づけます。

これら骨格となる道路網の形成にあたっては、既存の整備済み道路の有効活用と長期未着手となっている都市計画道路の見直し等、検討作業を適宜進めながら効率的な整備を図るほか、現在ある鉄道やバスなどの公共交通機関について、さらなる利便性の向上や移動手段の多様化についても適宜検討を進め、都市内外の円滑な交流と連携のための交通ネットワーク形成に努めます。

③骨格となる緑

幕別町は市街地の周囲に動植物が息づく丘陵地の緑と豊かな実りを育む農地が広がっており、自然環境に恵まれています。また北は十勝川、西は札内川が流れ、その支流である猿別川、途別川などによって潤いある河川空間が形成されています。

このような緑豊かな環境を将来にわたって維持、形成していくことは町民の生活に潤いや安らぎを与えてくれます。

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能及び景観構成機能を強化してゆとりある住環境を形成するため、その拠点となる総合公園及び地区公園などの都市公園や十勝川水系河川緑地などの都市緑地とこれらをつなぐ役割を持つ河畔林や河岸段丘などの緑を幕別町の骨格となる緑と位置づけます。

幕別町における緑の保全と創出については、「幕別町緑の基本計画」の考え方を踏まえて、緑あふれる快適な都市環境を創造していきます。

(幕別町緑の基本計画の概要)

○基本理念

「水と緑が人を迎えるまち まくべつ」

○基本方針

「緑を守る」

町民共有の財産である豊かな自然環境の保全を図ります。

「緑を増やす」

緑の量的拡大はもとより、質的向上に重点を置き緑豊かなまちづくりを目指します。

「緑を育む」

住民と行政がともに緑の価値を学び、後世に伝えていきます。

第6章 部門別構想

(1) 土地利用の方針

①土地利用の基本的な考え方

産業及び人口の動向、社会構造の急激な変化に対応した持続性のある住み良い都市づくりを進めるため、住宅地、商業地及び工業地などをバランスよく配置して、それぞれの役割に応じた適正な土地利用を図るとともに、土地利用を見直す場合には、用途純化や適切な用途地域への変更などを検討し、均衡ある市街地形成を図ります。

また、今後も想定される新たな土地需要に対しては、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るなど、土地利用の状況を的確に把握しつつ、周辺の市街地環境に配慮しながら効率的な市街地の形成に努め、土地利用計画に合致した開発計画の誘導や、場合によっては開発計画に合致するよう都市計画制度の運用を図るなど、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を図ります。この他、地域コミュニティや活力低下の原因となっている空き地・空き家の顕在化について、利活用に向けた検討を進め、快適で安全・安心な住環境の維持に努めます。

幕別町には、幕別地区と札内地区の二つの市街地があり、両市街地は国道38号及び町道幕別札内線を交流軸として発展してきましたが、これら機能の維持・拡充に務めるとともに、快適な住環境の維持や都市活動における利便性向上の実現を図り、それぞれの市街地の特色を活かした個性あるまちづくりを進めます。

②住宅地

【ゆとりと安心の住宅地】

- ・幕別町の住宅地は主に戸建住宅からなり、今後は空き家や低未利用地の利活用を図り、豊かなゆとりある良好な住宅地の形成に努めます。
- ・商業地周辺部の利便性の高い住宅地の後背エリアに低密度な住宅地を配置し、ゆとりと安心の住宅地と位置づけます。
- ・コミュニティ施設など既存の公共施設の再編や適正な配置に努めながら、豊かな緑に囲まれた閑静な住宅地の形成を図り、地区計画などにより良好な住環境の維持に努めます。

【利便性の高い住宅地】

- ・利便施設などが配置されている地区、中心市街地に近い地区及び国道沿道の商業系地域周辺の比較的密集した住宅地は、利便性の高い住宅地として位置づけ、中密度の土地利用を図り、利便性の高さと良好な住環境が調和した住宅地の形成を図ります。

③商業地

【地域商業業務地】

- ・JR幕別駅及び札内駅周辺については、地域商業業務地として位置づけ、子育て世代や高齢者の日常生活の利便性が高い商業地の形成を図ります。

- ・また、賑わいの創出や交流の場として、空き地・空き店舗等を利活用するなど、多様な都市機能の集積に努めます。

【沿道商業業務地】

- ・道路交通網の整備に伴い住民の生活圏が拡大していることから、国道 38 号や札内南大通沿道などの主要な幹線道路に沿道商業業務地を配置し、周辺の住環境等に配慮しながら、利便性の確保、沿道サービス機能の向上を図ります。

④工業地

- ・圏域環状道路の沿線に位置するリバーサイド幕別のほか、札内東工業団地、明野工業団地については、主要な幹線道路等に隣接する立地条件を生かし、地区特性を踏まえた広域的な工業拠点の形成を図ります。
- ・主要幹線道路の早期整備を要請し、低未利用地の利活用を促進します。
- ・新田地区の工業地については、既に一定の工業機能の集積が見られるものの、未利用地が存在していることから、適切な土地利用の検討を行い、地域の産業間、企業間の連携により地場産業の振興を図ります。
- ・この他、主要幹線道路沿道については、「6次産業化・地産地消等推進戦略」等の計画と整合性を図りながら地域資源を活用した適切な土地利用を図ります。

⑤市街化調整区域

- ・市街地を取り巻く農地のうち、農業振興地域の農用地区域として指定されたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として位置づけ、幕別町の基幹産業である農業の振興を促し、適切な維持・保全に努めます。
- ・農業振興地域の白地地域で無秩序な土地利用が行われる恐れがある幹線道路沿線や既成市街地に隣接する区域などについては、必要に応じて農林業との調整を図った上で、地区計画などを活用することにより、周辺環境や既成市街地における住環境等の保全に配慮した適切かつ計画的な都市的土地利用を図ります。
- ・農村小集落においては、乱開発等の防止に努め、既存集落の良好な住環境を保全します。
- ・グリーンツーリズムなどの需要に対応するため、農業と都市計画との調和や関係法令などとの調整を図り、適切に対応します。

(2) 都市施設等の方針

①交通体系の整備方針

都市内の道路網は、帯広圏域内外の都市間の連携・交流の円滑化のための主要幹線道路、町内の円滑な移動や主要幹線道路の補完とアクセス性向上のための幹線道路、日常の買物等のための補助幹線道路など機能に応じて役割が分担され、それらが有機的にネットワークされた道路網の形成を目指し、必要となる道路整備の計画的な推進に努め、持続性のある都市づくりを進めます。

また、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保と、長寿命化や改築等により、効率的・効果的で災害に強い道路環境の維持・向上に努め、安全・安心な都市づくりを進めます。

この他、少子高齢化に伴い高齢者や障がい者等交通弱者のモビリティを確保する、利便性の高い公共交通機関の運行・検討や、バリアフリー法に準じた道路等施設の整備に努めます。

②道路の整備

- ・帯広圏では、圏域内道路網の骨格として3.2.203号中央通（国道38号）及び3.2.49号札内新道（道道幕別帯広芽室線）を含めた圏域環状道路を主要幹線道路と位置づけており、中央通と札内新道以東の道道幕別帯広芽室線未整備区間の整備、また3.3.214号止若通の整備を促進し、都市内交通に対応した円滑な広域交通ネットワークの形成に努めます。
- ・都市内交通の効率化と主要幹線道路への円滑なアクセスを図る道路として、幕別大通、みずほ通、札内南大通及び町道幕別札内線などを都市幹線道路として位置づけ、都市内道路網の形成に努めます。
- ・補助幹線道路については、主要な幹線道路等を補完する道路として位置づけ、円滑な都市内道路網の形成と生活利便性を高める道路網の形成を図ります。
- ・また、長期未着手となっている都市計画道路の見直し等、検討作業を適宜進めながら効率的な整備に努めます。
- ・都市内道路網の整備にあたって、高齢者や障がい者にやさしく、歩行者と自転車が安全に通行、共存できる歩道の確保につとめます。
- ・誰にでも優しい道づくりとして、バリアフリー法に準じた歩行空間の整備について、計画的に推進します。
- ・冬季における歩行者通行に配慮し、通学路など通行実態を勘案した計画的な除雪体制を整え、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ・除雪体制を維持するため、除雪事業者の就労環境の向上に資する検討や、除雪機材の更新、住民との協力体制を構築するためのPRなどに努め、今後においても迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保に努めます。
- ・今後においては、国の施策動向等の変化を的確に捉えながら必要となる道路整備を計画的に推進する他、幕別町橋梁長寿命化修繕計画により橋梁の定期点検を実施し、適切な維持

管理とライフサイクルコストの低減に努めます。

③公共交通機関の整備

- ・鉄道については、重要かつ基幹的な交通機関であり、町民の足として誰もが安全で使いやすい交通機関とするために、鉄道駅において町内公共交通と接続する交通結節機能の維持に努めます。
- ・路線バスについては、通勤・通学や通院の他、高齢者の貴重な交通手段としてだけでなく、多くの町民の重要な日常生活を支える足であり、関係機関との調整を進めながら路線の確保に努めます。
- ・コミュニティバスについては、利用しやすい路線の見直しや、公共施設を活用したバス待ち空間の確保を検討し、乗合タクシーとともに運行の維持に努めます。また、公共交通の利用を促進することによって、二酸化炭素排出量の削減につなげていきます。
- ・交通結節点等においては、バリアフリー法に準じて高齢者や障がい者にも利用しやすいよう、歩行者空間（主に歩道）と道路面、沿道施設との段差解消に配慮します。また、車椅子等の利用に配慮した歩道整備や誘導ブロックの適正配置などにより、高齢者や障がい者も気軽に出歩ける環境整備に努めます。

(3) 公園・緑地の整備方針

潤いある生活環境実現のため、「幕別町緑の基本計画」に基づいて緑豊かなまちづくりを進めます。

公園・緑地の整備にあたっては、質的向上に重点を置き、バリアフリー法に基づいた整備を進めることを基本姿勢とし、既存にある公園施設の改修について計画的に進めます。

また、安全で安心できる利用環境を維持しながら、厳しい財政状況に配慮して管理経費の低減に努めるとともに、緑のあり方や維持管理の方法、緑化活動等への住民参加など、住民と行政の協働による緑豊かな幕別町を創造していきます。

- ・広域公園・都市緑地については、十勝エコロジーパークや十勝川河川緑地等の大規模な広がりをもつ公園・緑地において、自然と共生した都市形成を目指すため、水と緑のネットワークの形成や拠点となる緑地空間として維持・保全に努めます。
- ・都市基幹公園である、総合公園・運動公園については、スマイルパーク、明野ヶ丘公園及び幕別運動公園があり、景観上や環境保全の拠点になると同時に災害時においても拠点施設となります。また、スポーツ、レクリエーション及び余暇活動など心身の健康増進の場として特色ある公園の形成を図ります。
- ・幕別町には日常的なレクリエーション活動のためにパークゴルフ場を有する公園が配置されており、その機能の維持・保全に努めます。
- ・明野ヶ丘公園は、平成2年の全面供用開始から30年が経過しており、施設の老朽化が進行していることから、再整備に向けた検討を進めます。
- ・地区公園、近隣公園及び街区公園は、町民にとって最も身近に緑を提供してくれる場である他、遊び場、地域コミュニティの場、災害発生時の避難場所等、多様な機能を備えており、今後も町民のニーズに応え、質的向上を図るべく施設の計画的な改修や適切な維持管理を図ります。
- ・小規模街区公園は、地域の社会的変化などに対応するため、必要に応じて公園の再編や機能の見直しなどを進めます。
- ・街路樹は、良好な都市景観を形成する機能や騒音の低減、人々に安らぎや潤いを与える等の機能を担っているため、今後においても街路樹の維持保全に努めます。植樹柵等を活用した都市緑化については、住民参加型の取組みを進めるなど、緑の保全に住民と行政とが協働で取り組む施策を進めます。
- ・図書館や学校、公民館等の公共公益施設等の敷地内緑化を推進し、景観に配慮したまちづくりを図ります。
- ・市街地に点在する社寺林、緑地、樹林地及び良好な自然環境を有する地区などは、市街地に欠かせない緑として保全します。

(4) 下水道及び河川の整備方針

良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全、浸水対策及び災害に強い都市づくりなど、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、ストックマネジメント計画に基づく施設整備を促進します。

また、気候の変化による災害の激甚化に対応するため、関係市町及び関係機関と連携を図り、都市防災機能及び環境機能の向上に努めます。

①下水道

- ・十勝川流域下水道との整合を図りつつ、幕別及び札幌内公共下水道の処理区の統合による効率的で経済的な汚水処理を行うとともに、持続的な施設機能を確保します。
- ・処理場及び中継ポンプ場等の既存施設の有効利用を図りながら、計画的な改築及び更新を進め公共用水域の水質保全に努めます。
- ・効率的な雨水排除や公共用水域への速やかな排水を行なうため、老朽化した雨水管渠の点検、補修及び強制排水施設の改築更新を含めた適正な管理を行い、都市防災機能の維持に努めます。
- ・市街化区域外の農村地区などは、個別排水処理施設整備事業を推進して生活環境の向上や公共用水域の水質保全に努めます。

②河川

- ・近年多発する集中豪雨や台風による災害に対応すべく、河川管理者と連携を図りながら河川改修等により流下能力の確保を図るなど、都市防災機能の維持向上に努めます。
- ・快適な生活環境を確保するため、河川管理者と連携を図りながら河川美化の推進に努めます。

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

①安全・安心な都市づくりの基本的考え方

都市防災については、平成28年の台風による浸水被害や、平成30年の胆振東部地震によるブラックアウトなど都市防災の重要性を踏まえ、「幕別町地域防災計画」（平成30年8月策定）に基づき、ハード・ソフト両面から都市の安全性、防災性の向上を図り、安全で快適な市街地を形成し、住民の生命と財産を守るよう努めます。

また、子どもの犯罪被害への不安や高齢者等の安全・安心な生活環境の確保が必要であり、犯罪の起こりにくい都市環境の形成に努めます。

②防災機能の強化

- ・災害時の安全性や都市機能の確保を図るため、「幕別町耐震改修促進計画」（平成29年2月策定）に基づき、地震による家屋の倒壊を防ぐため、住宅の耐震化に向けた耐震診断の取り組みを支援するとともに、耐震化に関する情報提供などに努めます。
- ・指定緊急避難場所や一時避難場所として位置づけられている施設の適切な維持管理に努めます。
- ・また、既存の市街地周辺の緑地及び農地などにおいて、防災上有効な場所の把握を行い、オープンスペースとして保全します。
- ・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画指定路線や幕別町地域防災計画指定路線については、避難所への移動や、防災拠点への物資輸送を円滑に行うため、関連機関と協議しながら平常時より適切な維持管理に努めます。
- ・また、河川においても災害時の貴重なオープンスペース及び延焼遮断帯機能を有するため、関係機関と連携のもと維持管理に努めます。
- ・上水道及び下水道等は町民生活における重要なライフライン施設であり、災害時の都市機能の確保を図るため、施設の耐震性向上に向けた検討や施設整備及び改築更新に努めるとともに、耐震性貯水槽について適切な運用を図ります。
- ・大規模な災害から住民の安全を確保するため、避難等の拠点となる公共施設の適正な維持管理や、指定緊急避難場所への誘導標識の設置により、平常時より避難場所としての機能確保に努め、緊急時に速やかな避難ができるよう整備を図ります。
- ・また、緊急時に速やかな避難を行えるよう、防災行政無線の整備を進め、防災のしおりを配付するとともに、広報や出前講座等により啓発に努めます。
- ・この他、地域で生活する要配慮者の実態に合わせて、関係機関と連携し、避難所に指定された施設の段差解消、スロープや多目的トイレの設置など、利便性の向上や安全性に配慮した整備に努めます。

③防犯機能の強化

- ・犯罪の起こりにくい都市環境の形成を目指すため、道路空間においては、街路灯・防犯灯の整備や見通しの確保、公園・緑地空間においては、死角のないオープンな空間づくりなど、地域の状況等を考慮し、防犯機能の強化を図ります。
- ・また、防犯に関する啓発活動の実施や、地域における自主的な防犯活動について「協働のまちづくり支援事業」による支援を図ります。

④住民との協働による災害対策

- ・災害発生直後の救援活動や避難活動は、地域住民による自主的・組織的な協力が極めて重要な役割を果たすことから、自主防災組織設立を働きかけ、災害時における地域住民との連携強化を図ります。
- ・また、高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に対する円滑な避難を可能とするためには、近隣住民相互の協力や自主防災組織等の協力が必要であることから、防災に対する広報・啓発活動を通じて、地域内の避難行動要支援者への支援体制の整備に努めます。

(6) 市街地の整備方針

①住宅地の整備方針

住宅地の整備にあたっては、空き地・空き家の有効活用を図るなど、効率的な市街地形成に努め、持続性のある住みよいまちづくりを進めます。

また、老朽化した町営住宅等については、「公営住宅等長寿命化計画」（平成30年3月策定）に基づき、改善や建替などにより、長期的な維持管理を図り、少子高齢化社会に対応した質の高い住環境づくりを推進します。

②地区計画制度等の活用

- ・地区計画制度を活用し、今後においても良好な市街地の形成に努めます。

③既成市街地の活性化

- ・既成市街地においては、住宅地における空洞化等による地域コミュニティの活力の低下、商店街の活力の低下が懸念されます。
- ・このため、住宅地の空き地・空き家の解消に向けて空き地空き家バンク制度を活用します。また、商店街の空き地・空き店舗においては商工会等との連携と商店街の活性化に関する支援事業を活用して、既成市街地及び地域商業業務地の賑わいの創出を図ります。

④公共施設等の整備方針

町民生活を支える公共施設等は、都市生活の拠点に適正に配置するとともに、バリアフリー法に準じてユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。

公共施設については、利便性、快適性等の観点や整備状況を勘案しながら、適正配置によりバランスある施設整備の推進に努め、二酸化炭素削減に繋げていきます。また、町民ニーズの把握による計画的な整備と適切な維持管理に努めます。

⑤環境の保全に関する方針

潤いある都市生活のためには、市街地内はもちろんその周辺の自然環境との共存を図る必要があります。

環境問題は、事業活動や町民生活に起因するところが大きく、事業者及び町民の協力を得て、公害など環境破壊の防止と監視に努めます。

また、環境資源の保全と活用を図っていくために、本町における自然生態系の現状や特性の把握に努め、適切な土地利用を図ります。

このことにより、二酸化炭素排出量の削減と合わせて、環境資源の保全と活用により二酸化炭素の吸収を促し、循環型社会の形成に貢献していきます。

⑥街並み・景観に関する方針

魅力的な都市空間を創出するため、道路、河川、橋及び公園などの都市基盤施設の整備において良好な景観の形成に配慮します。

第7章 地域別構想

(1) 地域とまちづくり

①地域別構想の役割

地域別構想は、地域の特性を踏まえ、町民の身近な視点からまちづくりを進める指針としての役割を担います。このためには、町民自らが関わり、行政と将来像の共有化を図ることが重要です。

全体構想に掲げた「目指すべき都市の姿」の実現のために、土地利用、道路・交通体系及び環境整備などの方針を地域の実情に即してより詳しく示すものです。

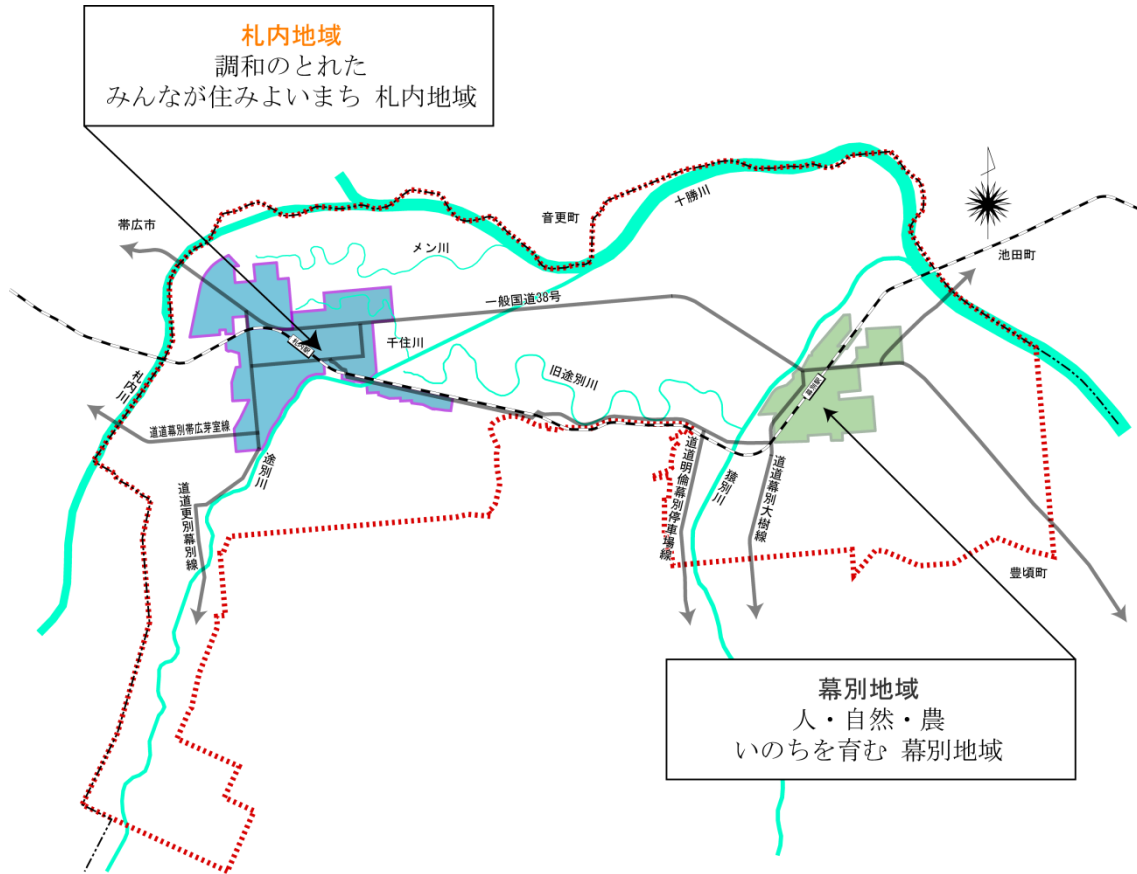
②地域区分の設定

地域別構想は、その役割を考え、地理的条件や地域コミュニティのまとまりなどの社会的条件などから地域区分すべきであり、具体的には、以下の要素を勘案して地域区分の設定をすることが考えられます。

- ・ 地理的、物理的な要素：地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路などによる区分
- ・ 社会的な要素：日常生活上の交流の範囲及び日常買物圏など生活面でのつながりによる区分

幕別町では、地域別構想の策定にあたって、以上のとおり地域区分の考え方を整理し、地域の地理的な隔たりや日常生活での行動範囲、地域の抱える課題を考慮し、大きく幕別地域と札内地域の2地域を設定しました。

図 地域区分

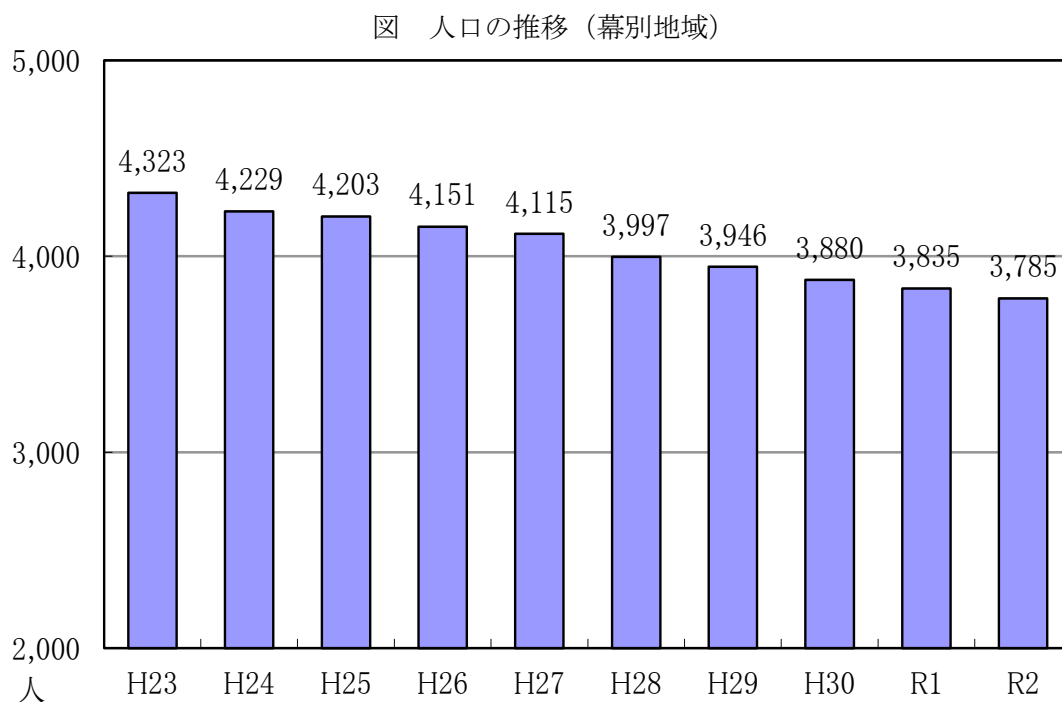


(2) 幕別地域

①地域の概況

幕別地域は、JR幕別駅周辺の商業地を囲むように住宅地が配置されており、町役場や商工会といった公的施設の他、文教施設や保健福祉施設が機能的に配置されています。その周辺には明野ヶ丘公園や幕別運動公園といったスポーツ・レクリエーション施設のほか、豊かな自然に恵まれた農村地帯が広がり、歴史と文化、自然が一体となった市街地を形成しており、古くから本町の中心的役割を担ってきました。

少子高齢化の進行により、直近10年間でみると平成22年度末をピークに人口は減少傾向となっており、令和元年度末では約3,800人となっています。



参考資料：住民基本台帳（各年3月末人口）

幕別地域航空写真（平成 29 年撮影）



②地域の課題

現在、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地の低密度化や地域コミュニティの活力低下が大きな課題となっています。また、市街地の空洞化がますます進むことで、都市機能の低下や地域コミュニティの崩壊が懸念されます。

このため、子どもやお年寄りのもとより、障がい者など、全ての方が安全で安心して暮らせる活気のあるまちづくりが必要となっています。

表 高齢化率（幕別地域）

H22	H27	増減
33.07%	39.94%	6.87%増

※参考資料：国勢調査（65才以上の人口比率）

- ・高齢化がより一層進行することが予想されることから、利便性の高い公共交通やバリアフリーによる歩行者空間整備が求められています。
- ・商業施設の減少による商業地の活力低下や買い物弱者が発生していることから、日常の買い物など生活利便性の向上が求められています。
- ・市街地周辺にある優良農地は、幕別町の基幹産業である農業の振興を促し、適切な維持・保全に努める必要があります。
- ・市街地を横断する国道については、交通渋滞緩和や安全性確保のための道路整備が求められています。
- ・進行する人口減少に対し、下水道施設等の公共施設について、効率的な整備・運営が求められています。

③目指すべき地域の姿

幕別地域の地域づくりの目標を、これまで地域の中で形づくられてきた個性を生かすとともに、地域の課題を踏まえて次のように設定します。

一人・自然・農 いのちを育む 幕別地域

●思いやりあふれる地域づくり

幕別地域は、町の中心地として古くから幕別町の暮らしを支え、地域コミュニティなどが育まれてきました。このため「人と人とのつながり」を守り、「思いやり」あふれる地域づくりを目指します。

子どもからお年寄りまですべてのひとに対して思いやりのある施設整備を進め、安全・安心で快適な都市空間の形成を目指します。

●農業の魅力を活かした地域づくり

幕別地域の市街地周辺を取り囲む農地は、美しい農村景観を創出し、人々に命の息吹を感じさせます。各地で新鮮な地場農産物の直売が行なわれており、住民に潤いを与えています。

農村景観を守り、都市生活と農業との交流を進め、農を感じ、いのちを育む喜びあふれる地域づくりを目指します。

●豊かな自然を活かした地域づくり

新田の森や明野ヶ丘公園、十勝エコロジーパークなど市街地内外の緑、豊かな森林や実り豊かな農地、澄んだ流れの猿別川はひとびとに安らぎを与えてきました。

これらの緑と水を守り、市街地と連続した自然環境豊かな地域づくりを目指します。

④地域づくりの方針

【土地利用の方針】

基本的に1戸建てのゆとりある住宅地を中心に形成しますが、JR幕別駅周辺の商業地や公共施設を中心とした地区では、中密度な土地利用を図ります。

また、商業地の活力向上を図るために、商工会と連携して空き店舗なども活用しながら、商店街の空洞化を抑制し、賑わいある商店街づくりを進め、日常の買い物など生活利便性の向上に努めます。

この他、既成市街地に顕在する空き地・空き家について、利活用に向けた検討を進め、快適で安全・安心な住環境の維持に努めます。

市街地周辺に広がる農地は、都市生活と農業の交流の場として位置づけ、グリーンツーリズムや環境教育などの推進により観光及び情操教育の場となるよう誘導します。

【交通体系の整備方針】

主要幹線道路である3.2.203号中央通及び3.3.214号止若通（国道38号）については、市街地内交通の緩和と交通安全向上のために重要な位置づけにあり整備促進に努めます。

自動車交通の利便性向上を図る一方で、引き続きバリアフリー法に準じた道路環境整備に努め、公共交通の維持や利便性の向上を図ります。

【公園・緑地の整備方針】

スポーツ・レクリエーション拠点となっている幕別運動公園については、本町発祥のスポーツであるパークゴルフなど、町民の健康増進や各種イベント等の場として、特色ある公園の形成を図るとともに、災害時の防災拠点にもなっていることから、その機能の維持に努めます。

また、十勝エコロジーパークや明野ヶ丘公園については、観光スポットやレクリエーション拠点として機能の維持と自然環境の保全に努めるとともに、観光資源の情報発信に努めます。

明野ヶ丘公園の再整備については、ワークショップなどにより今後の在り方について検討を進めます。

街路樹については、平和通や千代田通のイチョウ並木等、既存樹木の適切な維持管理に努めます。

豊かな緑を有し、北海道自然環境保全条例に基づき、環境緑地保護地区に指定されている新田の森については、町民の憩いの森であり市街地の核となる緑と位置づけ、その維持・保全に努めます。

【自然環境の整備方針】

市街地周辺の自然環境は、市街地や農地との調和を図りながら保全します。また、猿別川については、様々な生態系が形成されていることから、関係機関と連携を図りながら優れた水辺環境の保全に努めるとともに、適切な維持管理体制の確保を図り、都市防災機能の維持に努めます。

【下水道の整備方針】

幕別地域の下水道は、処理場を有する単独公共下水道として供用しているが、老朽化が進んでおり今後の施設改修に多額の費用を要することから、札内公共下水道との処理区の統合を進めます。

【地域防災の整備方針】

市街地に隣接して流れる猿別川については、河川管理者との連携を図りながら都市防災機能の維持に努めます。また、旧途別川については、相川地域の浸水被害の軽減のため河川改修事業を進めます。

市街地の浸水被害を防止するため、雨水管渠の点検、補修等適切な維持管理を行い、都市防災機能の維持に努めます。

(3) 札内地域

①地域の概況

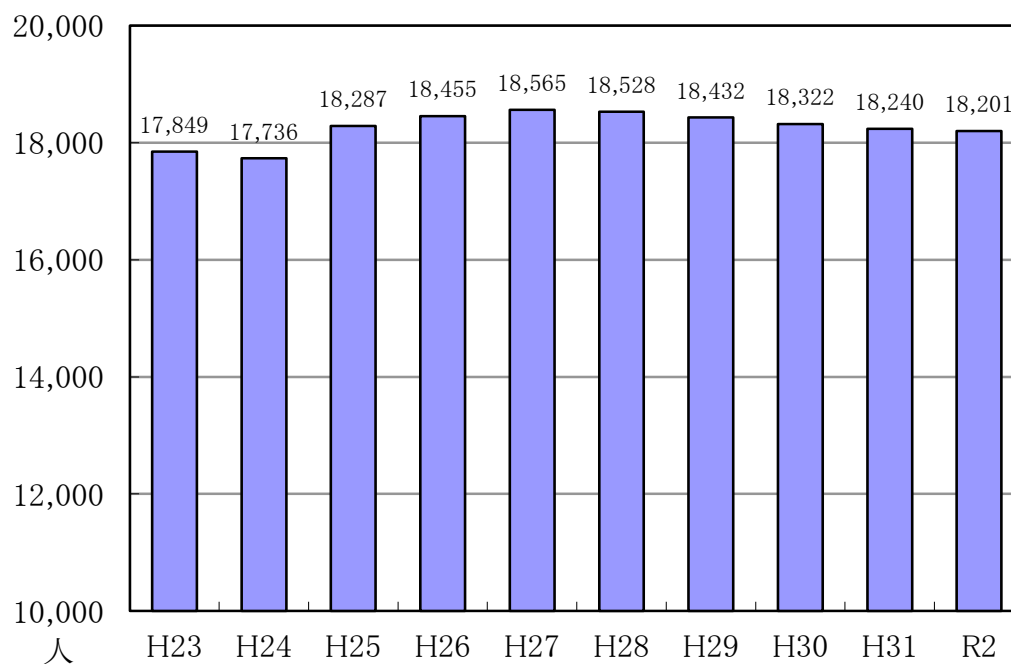
札内地域は、札内川を挟み帯広市と隣接し、J R、国道 38 号及び道道幕別帯広芽室線で接続している利便性の高さから人口が増加し発展してきました。

J R 札内駅前と国道 38 号沿いに商業施設が配置され、地域の南西部には工業団地リバーサイド幕別、東部の町道幕別札内線沿いには札内東工業団地が造成されています。

また、商業施設の周辺には、落ち着いたある住宅地が形成され、役場支所、スポーツセンター、コミセンや病院が地域内に集積されている他、緑あふれる公園が適正に配置された利便性が高い地域と言えます。

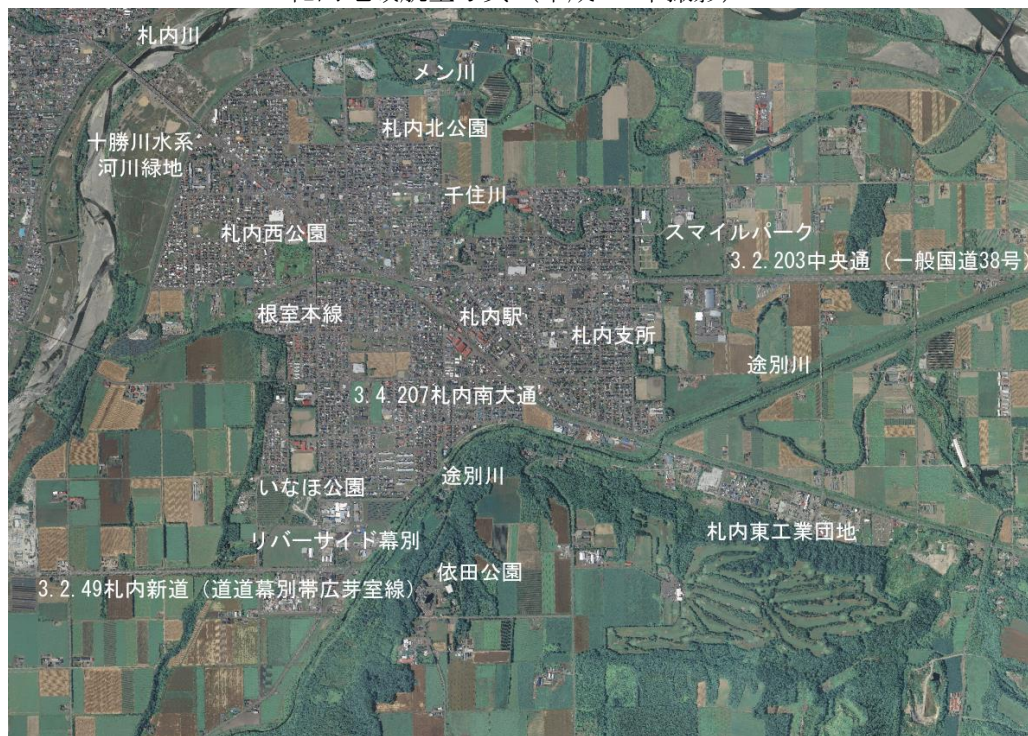
本地域では、これまで積極的に住宅地の造成が行なわれていたことから人口が増加傾向で推移していたものの、平成 26 年度末をピークに、近年では僅かに減少傾向を示しており、令和元年度末住民登録人口は約 18,200 人となっています。

図 人口の推移（札内地域）



※参考資料：住民基本台帳（各年 3 月末人口）

札内地域航空写真（平成 29 年撮影）



②地域の課題

これまでは、帯広市に隣接する地理的利便性から人口は増加してきましたが、近年では減少傾向にあり、人口減少及び少子高齢化が進行していくものと予測され、いかに人口減少を抑制し、高齢者をはじめ誰にも住みよい都市づくりをするかが課題となります。

また、近年においては台風や地震などの自然災害の激甚化などにより、防災意識が高まり、安全・安心な都市づくりが求められています。

- ・少子高齢化に伴い、子どもや高齢者にも安全な交通体系の実現のため、歩道や公共施設等の改修や公共交通の利便性向上が求められています。
- ・空き地・空き家の利活用に向けた検討や商業地周辺の活性化が求められています。
- ・自然災害等に対する都市の防災機能の向上が求められています。
- ・地理的利便性を活かすために、広域交通の更なる整備が求められています。
- ・住みよい都市づくりのため、既存の自然環境に配慮した調和のあるまちづくりが求められています。

③目指すべき地域の姿

札内地域の地域づくりの目標を、地域がおかれている環境や課題などを踏まえて次のように設定します。

－調和のとれたみんなが住みよいまち
札内地域－

●みんなにやさしい地域づくり

札内地域は帯広のベッドタウンとして市街地を拡大し、人口が増加してきましたが、平成26年度以降は人口減少に転じており、高齢化が進行すると予測されます。このため、高齢者をはじめ、全ての住民に安全で機能的な道路等の公共施設の整備を進め、みんなにやさしい地域づくりを目指します。

●安全・安心な地域づくり

札内地域は、西は札内川、南は途別川、北は十勝川、メン川が流れ、地域に潤いを与えてくれる一方で、札内市街地の多くは浸水想定区域となっています。また、台風や地震などの自然災害の激甚化により、防災・減災の重要性が高まっています。このため、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを目指します。

●既存ストックを活かした地域づくり

札内地域は、帯広と音更に隣接する利便性の高い地域であり、市街地の周辺には河川や農地に囲まれた自然豊かな地域でもあります。そのため、地理的利便性や既存ストックを十分に活用し、活気にあふれた魅力ある地域づくりを目指します。

④地域づくりの方針

【土地利用の方針】

J R 札内駅周辺及び 3・2・203 号中央通（国道 38 号）等の主要幹線道路の沿道は、利便性の高さと良好な住環境が調和した中密度の住宅地の形成を図り、既存の専用住宅地については、低未利用地の利活用や、必要に応じて、周辺住宅地のための生活利便施設や医療福祉施設と調和した低密度住宅地の形成、保全に努めます。

商業業務地については、J R 札内駅周辺の空き地空き店舗の有効活用を検討し、商店街の空洞化を抑制することで、賑わいの創出や交流の場として多様な都市機能の集積を進めます。

3・2・203 号中央通（国道 38 号）や 3・4・206 号札内本通沿いに沿道商業業務地を配置し、後背地の住環境に配慮しながら利便性の高い土地利用を図ります。

また、特別工業地区に存在する未利用地については、利活用を図っていくとともに、主要幹線道路である 3・2・203 号中央通（国道 38 号）、3・2・49 号札内新道の沿道については、地域資源を活用しながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。

【交通体系の整備方針】

帯広圏域環状線である道道幕別帯広芽室線の未整備区間について、都市間の広域交通の円滑化と地域内の交通環境の向上を図るため整備を促進します。

また、超高齢社会に対応するため、歩道の整備や段差の解消など安全に配慮した歩行者空間の確保に努め、コミバスや地方路線バスなどの公共交通の維持や利便性の向上を図ります。

【公園・緑地の整備方針】

地域内には、都市基幹公園であるスマイルパークをはじめ、住区基幹公園のいなほ公園や札内北公園など水と緑の豊富な公園が配置されており、子ども達の遊び場、地域住民の憩いの場、健康増進の場などとなっています。また、災害時には防災拠点としての機能や緩衝地的機能など多面的機能を有していることから、引き続き適切な維持管理に努めます。

【自然環境の整備方針】

市街地周辺の河川は、住民に潤いと安らぎをもたらす一方で、大雨などの異常気象による災害時には、洪水の原因にもなることから、被害を最小限とするため、関係機関と連携を図りながら、平常時から適正な維持管理に努める他、河川美化の推進により、自然環境の保全に努めます。

また、市街地周辺の河岸段丘や鳥獣保護区など、優れた自然環境の保全に努めます。

【地域防災の整備方針】

市街地の浸水被害に対応するため、雨水排水ポンプ施設の適切な維持管理に努めるとともに、市街地に隣接して流れる途別川については、関係機関と連携を図りながら都市防災機能の維持に努めます。

【住宅建設の整備方針】

公営住宅については、安全で快適な住戸の形成に向け、公営住宅等長寿命化計画に基づき改善や建替などを行い、長期的な維持管理を行います。

第8章 まちづくりの具現化方策

(1) 都市計画マスタープランの実現に向けて

①住民と行政のパートナーシップによるまちづくり

第6期幕別町総合計画では、まちづくりにおいて住民参加は欠かせないものであり、町民1人ひとりが、多様な手法によりまちづくりに参加できるようにするとともに、町民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりをすることを基本目標にしています。

また、幕別町まちづくり町民参加条例においても、各種審議会や委員会に幅広い住民参加の機会をうたっています。

平成14年の都市計画法改正により、地域住民のまちづくりに対する取組みを都市計画行政に生かすため都市計画の提案制度が創設されています。

住民が主体性を発揮したまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの積極的な参加と協力が不可欠で、こうした住民の自発的な意識の高揚と住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、様々な行政情報の適切な公開と提供を進めることが重要です。

②効率的、効果的なまちづくり

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況や、国の公共事業への取り組み方にも急激な変化が生じており、多様化する住民ニーズへの対応など様々な行政課題があるなか、これまで以上に費用対効果を十分に検証した効率的な事業の取り組みが必要となっています。

また、急激な社会構造の変化や国の施策動向を常に見据え、事業の必要性や整備手法の検討等について柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要です。

③幅広い連携によるまちづくり

国や北海道が主体となる事業においては、住民の意向を反映して事業が進められるよう積極的に国や道と連携・調整を図ります。

広域的な事業の推進については、都市計画の圏域を形成している帯広市、音更町及び芽室町をはじめ、周辺町村と連携して進めます。

また、関係団体などとも連携を図りながら、民間が主体となる事業においては、本計画が掲げるまちづくりの理念に沿うよう誘導を図ります。

さらには、多様な住民ニーズから生まれる新たな公共サービスへの対応については、民間活力の導入や事業手法の適切な組合せなどによって、きめ細かい対応によるまちづくりの検討を進めます。

④多様な視点からのまちづくり

本町の人口は、平成26年度をピークに減少傾向にあり、今後においても更に少子高齢化の進行が予想されます。このことから、住環境や地域コミュニティの維持など地域活力の低下について、これまで以上に留意しながらまちづくりを進める必要があります。

また、今日までに整備してきた道路や公園などの基幹的な社会基盤施設や、各種公共施設などの計画的な改修や更新による都市機能の維持だけではなく、公共施設の規模及び配置の最適化を図ることにより、住民に持続可能な行政サービスを提供していくことが必要です。

このことから、これまで取り組んできた社会基盤整備などのハード事業主体のまちづくりから、既存の社会基盤施設を活かした快適な生活環境づくりに繋がるソフト事業の取り組みに重点を置く必要があります。多様な切り口からまちづくりに対する施策を検討し、事業の実施に取り組んでいくこととします。

(2) まちづくり推進体制の構築

①まちづくりにおける町民・行政の役割

町民のまちづくりへの参加は、今後のまちづくりを進めるうえでの最も重要なポイントとなります。幕別町まちづくり町民参加条例では、町としての意思形成過程において町民の意思を反映させることが定義されており、町民は自らの責任と役割を自覚し積極的な参加に努めるとされています。

また、行政は町民が自ら考え行動することができるよう、情報提供や説明に努める必要があると定められており、あらゆる機会を捉えてこうした責任を果たしていかなければなりません。

このことから、町民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力しながらまちづくりを進める「協働のまちづくり」を、今後もより一層進める必要があります。

②まちづくり組織の育成と体制づくり

まちづくりに関わる活動は、行政だけでなく、住民による地域の活動として行なわれているなど、住民生活に欠かすことのできない取り組みとなっています。一方で、現在のまちづくりの担い手は、住民・町内会、各種団体・組織などが中心となっていますが、高齢化の影響から担い手不足や特定の人とその役割を担っている状況にあります。

また、公共サービスは行政が主体となって取り組んでいますが、行政による画一的な手法だけでは多様な住民ニーズに応えることは困難であり、行財政上の制約が支障となることも想定されます。

そうしたなか、多様な住民ニーズから生まれる新たな公共サービスへの対応が想定されるなど、新たな時代環境に対応したまちづくりを進める必要があります。

今後は、これまでの取り組みを大切にしながら、町民、企業、NPO法人など地域社会の多様な主体と行政との協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する取組が必要です。

こうしたことから、住民と行政がどのように関わり役割分担をするのか検討を進めるとともに、新たなまちづくりの担い手の育成と多様な主体がまちづくりへ関わることができる体制づくりなど、更なる「協働のまちづくり」の取り組みを推進します。